重要事項説明書

2025

学校法人屋島教会学園

屋島教会幼稚園

屋島教会幼稚園 重要事項説明書

令和７年度

1. 施設の目的及び運営の方針

（名　称）　屋島教会幼稚園

（所在地）　香川県高松市屋島西町１３９２番地７

（目　的）　教育基本法及び学校教育法、子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守し、キリスト教信仰に基づき幼児を保育し、適当な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的とする。

2. 保育を行う日及び時間

第１保育期　４月１日から　７月３１日まで

第２保育期　８月１日から　１２月３１日まで

第３保育期　１月１日から　３月３１日まで

保育時間　１日の保育時間は、４時間を標準とする。ただし幼児の心身の発達の程度や季節により変更することがある。

預かり保育　家庭での子どもの見守りが困難な時（仕事、通院、学校行事等）在園児をお預かりします。保育終了時刻より、18時まで。

3. 保育内容

目的を達するため、下記の名項に掲げる目標の実現に努める。

1. 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。
2. キリスト教精神に基づき、愛と協力の社会心を養い育てる。他の人々と親しみをもって支え合い生活するために自立心を育て、人とかかわる力を養う。
3. 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
4. 経験したこと、考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や、表現する力を養う。
5. 感じたことや、考えたことなどを自分なりに表現することを通して、創造性豊かに感性を養う。

・食事の提供

自園で調理し、週５日実施する。食物アレルギーによる食事療法を必要としている方は、個別に対応し話し合いを持ち、献立表にて確認し合い、除去をして提供する。

・特別支援教育

わけ隔てをせず、お互いに影響しあいながら、力を合わせて生活することで豊かな成長を養い育てる。

・子育て支援

就園前の子どもを育てている親子が集い、お友だち同士、育児の知恵悩みを話し合い子育てする力を養う。

4. 職員職務の内容

園長　１名　野町 公平

教頭　１名　吉川 裕江

教諭　クラス編成と同数名
必要に応じて補助者を置く。

事務　１名

園医　内科・歯科・眼科・学校薬剤師　各１名

園バス　運転手２名、 助手１名

厨房　５名

子育て支援　１名
必要に応じて補助者を置く。

預かり保育　３名
必要に応じて補助者を置く。

5. 保育料等

入園申込料　３，０００ 円

保育料　無償

給食費　５，５００ 円　（月額）

バス料金　３，０００ 円　（利用者のみ）

預かり保育　１時間 １００円 （保育終了より18時まで）

その他　学用品、制服等、通常必要とされるものに係る費用を、保護者が負担することが適当と認められるもので、園長が決める金額。

6. 利用定員

１１０名　（5歳 ３０名　４歳 ３０名　３歳 ３０名　満3歳 ２０名）

7. 利用の開始及び終了に関する事項

この幼稚園に入園することのできる者は、満３歳から小学校就学の始期までの幼児。

園長は、園児が所定の全過程を終了したと認めたときは、修了証書を授与する。

8. 利緊急時における対応方法及び非常災害対策

高松北警察署　０８７-８１１-０１１０

高松北警察署 屋島交番　０８７-８４１-２５７７

高松消防署　０８７-８４３-５１１９

・毎年度初めに、確認カードを記入してもらう。（避難場所・引き渡しカード等）

「おたより」により連絡方法、避難場所、引き渡し方法の確認を実施する。

・毎年度初めに、園支援システム（れんらくアプリ・メール通知・管理システム）への登録

9. 要望・相談の受付

担当者　教頭。（理事長・園長。担任等との面接など）

受付は口頭、電話等によります。

10. 保険に関する事項

・日本スポーツ振興センター損害共済

・「ＪＫ保険」幼稚園賠償責任保険

・「ＪＫ保険」園児傷害保険

・「ＪＫ保険」役員賠償責任保険

11. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

・本園の教育のために保護者より入手した個人情報は、教育目的に必要な範囲に限って利用します。

・基本保育料の金額の情報は、集金事務に必要な範囲で使用します。